

【相続届出の添付書類について】

お手持ちの資料の種類によって添付していただくものが異なりますので、下記を確認して資料の添付をお願いします。

1～3のどれかを添付すれば大丈夫です。

1、相続後の全部事項証明書がある場合

届出農地の全部事項証明書の写しを添付してください。

2、登記完了証に「申請情報」の記載がある場合

登記完了証一式の写しを添付してください。

3、どちらにも該当しない場合

登記完了証一式の写し、届出農地の登記識別情報通知の写し、相続関係図の写しをすべて添付してください。

場合によっては追加資料をお願いする場合があります。